

全 L 協保安・業務 G 6 第 260 号
令和 7 年 3 月 7 日

正 会 員 各位

(一社) 全国 LP ガス協会

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による
一酸化炭素中毒事故の防止について (お願い)

標記につきまして、経産省ガス安全室より別紙のとおり当協会に会員への周知依頼がありました。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、下記の事項をご周知くださいますようよろしくお願ひいたします。

なお、本件につきましては、同安全室より別紙に記載のとおり国交省担当課に対し、塗装業工事業者宛に要請するよう協力依頼がされております。

記

【経産省からの周知事項】

- お客様に対して、建物外壁の塗装工事等が行われている最中又は工事終了直後においては、給排気設備が塞がっていないことを確認した後に、ガス機器をご使用いただくよう、ご周知ください。

※別紙に記載されている経産省ホームページの URL は、以下のとおりとなりますので、ご確認いただきますようよろしくお願ひいたします。

【経産省ホームページ掲載アドレス】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/03/20250303-02.html



以 上
発信手段：E メール
担当：保安・業務グループ 湯口、北邨、國坂

経済産業省

20250221保局第5号
令和7年2月28日

一般社団法人全国LPGガス協会
会長 殿

経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一 酸化炭素中毒事故等の防止について（協力依頼）

標記の件について、国土交通省不動産・建設経済局 建設振興課長に対し、
塗装工事業者等宛て要請するよう協力依頼を行いました。協力依頼の文書は、
経済産業省ホームページに掲載しておりますので、その旨お知らせします。

また、同様な事故の防止の観点から、貴団体においても会員のガス事業者等
が次の点を消費者等に対し注意喚起するよう御依頼願います。

- ・建物外壁の塗装工事等が行われている最中又は工事終了直後においては、
給排気設備が塞がっていないことを確認した後に、ガス機器を使用すること。

